

退会したはず！？不安をあおる不当請求に注意しましょう

Q. 若い頃、旅行等に格安で行けると誘われ、会員制クラブの会員になり月々3,150円の会費を支払い、高額な学習教材のDVDをクレジットで購入。完済した3年後に退会し脱会証明書ももらった。今から16年も前のことである。最近になって社名が変更になったとの記載とともに、「会費が未納のままになっている。精算金として2年分の会費75,600円を払うように」と振込用紙が届くようになった。最初は放置していたが3回目には督促状と裁判手続き開始通知書と書かれたものが届いた。払いたくないが連絡するのも不安だ。
(41歳男性)

A. センターより当該事業者に電話し、状況説明をしたところ、「退会の記録がないため、会費の請求と督促状を送った。記録を訂正するので請求書は処分してほしい」との回答がありました。請求が5年以上ない場合は債務消滅時効の援用の申し出を行うことも可能です。また、当該事業者をかたる二次被害の報告事例もありますので何か変、おかしいと思ったら悩まずにすぐ、ご相談ください。

消費生活のご相談は

美幌町消費生活センター

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）